

第3号議案－2

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

広島県立高等学校学則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和5年3月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

県立高等学校の再編整備に伴い、広島県立高等学校学則の一部改正を行う。

2 改正内容

改正する規則名	改正内容
広島県立高等学校学則 (昭和28年広島県教育委員会規則第4号)	広島県立沼南高等学校全日制課程普通科の廃止に伴う一部改正

3 施行期日

令和5年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第一（第二系関係）						別表第一（第二系関係）					
校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置	校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置
本校	分校					本校	分校				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
広島県 立沼南 高等学校		全日制	家政科 園芸学 デザイン 科		略	広島県 立沼南 高等学校		全日制	普通科 家政科 園芸学 デザイン 科		略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。

第3号議案—3

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

「広島県教育委員会規則の読点の表記を改める規則」、「広島県教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令」及び「広島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示」の制定について、次のとおり提案します。

令和5年3月13日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の要旨

「公用文に関する規程」(昭和57年広島県訓令第1号)が改正されたことに伴い、横書きの際に用いる読点表記を「,(コンマ)」から「,(点)」にする教育委員会規則,教育委員会訓令及び教育委員会告示を制定する。

2 制定する規程名

- (1) 広島県教育委員会規則の読点の表記を改める規則
- (2) 広島県教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令
- (3) 広島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示

3 改正案

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年5月1日

広島県教育委員会規則第〇号

広島県教育委員会規則の読点の表記を改める規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会規則の読点の表記を改める規則

この教育委員会規則の施行の際現に公布されている広島県教育委員会規則において読点として表記する「、」を「,」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和五年五月一日に施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

広島県教育委員会訓令第〇号

本
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令

この教育委員会訓令の施行の際現に公布されている広島県教育委員会訓令において読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会訓令は、令和五年五月一日に施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会訓令の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

広島県教育委員会告示第〇号

広島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示

この教育委員会告示の施行の際現に公布されている広島県教育委員会告示において読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会告示は、令和五年五月一日に施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

●(別紙)改正対象となる規則等一覧

【教育委員会規則】

番号	規則名等
1	広島県教育委員会議傍聴規則
2	広島県教育委員会聴聞等規則
3	広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則
4	学校教育法施行細則
5	技能教育施設の指定の申請等に関する規則
6	広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則

4

【教育委員会訓令】

番号	規則名等
1	広島県教育委員会の公用文に関する規程
2	広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令
3	広島県立学校職員の人事評価に関する訓令
4	職員の旅費の支給に関する規程

【教育委員会告示】

番号	規則名等
1	広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱

第3号議案—4

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

教育長に対する権限委任規則及び教育長専決事項に関する規程の一部改正について、次のとおり提案します。

令和5年3月13日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

- 1 提案の要旨
広島県個人情報保護条例の廃止に伴い、関係規則等の一部改正を行う。
- 2 改正する規程名
 - (1) 教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）
 - (2) 教育長専決事項に関する規程（昭和53年広島県教育委員会訓令第2号）
- 3 改正案
別紙のとおり
- 4 施行期日
令和5年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二条（略） 一一二十一（略） <u>二十二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく教育委員会の権限</u> 二三二二五（略）	第二条（略） 一一二十一（略） <u>二十二 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）に基づく教育委員会の権限</u> 二三二二五（略）

附 則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第 号

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二条（略） 一―三（略） 四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づき裁判（広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき決定等に係るものを除く。） 五（略） 2（略）	第二条（略） 一―三（略） 四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づき裁判（広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の規定に基づき決定等に係るものを除く。） 五（略） 2（略）

附 則

この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。

第3号議案－5

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則等の一部改正について、別紙のとおり提案します。

令和5年3月13日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

別紙

1 概要

地方公務員の定年引上げに合わせて、従前の再任用制度を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずる地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、関係する教育委員会規則等において、再任用職員に関する規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定を追加するなどの規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める。

2 改正する規則等

- (1) 広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年広島県教育委員会規則第8号）
- (2) 職員の旅費の支給に関する規程（昭和28年広島県教育委員会訓令第1号）
- (3) 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和27年広島県教育委員会訓令第1号）
- (4) 広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令（平成28年広島県教育委員会訓令第7号）
- (5) 広島県立学校職員服務規程（昭和29年広島県教育委員会訓令第1号）
- (6) 広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成28年広島県教育委員会訓令第8号）

広島県教育委員会規則第 号

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 非常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員は除く。)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 非常勤職員 (再任用短時間勤務職員は除く。)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（以下「改正後の規程」という。）第三条第一項第二号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、改正後の規程第三条第一項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
 地 方 機 関
 学校以外の教育機関
 県 立 学 校

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員の場合）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>別表第一（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（<u>再任用職員</u>以外の職員の場合）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>別表第二（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の場合）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員に適用する。</p>	<p>別表第二（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（<u>再任用職員</u>の場合）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員に適用する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。
 (経過措置)
- 2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第一及び別表第二の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、改正後の規程別表第一及び別表第二中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるの

が、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」を含む範囲に
おいて「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5
第 1 項の規定により採用された職員」が、「地方公務員法（昭和 25 年法律第
261 号）第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項又は地方公務員法の一部を改正す
る法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項，附則第 5 条第 1 項若
しくは第 3 項，附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは附則第 7 条第 1 項若しくは第
3 項の規定により採用された職員」に該当する。

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

(事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正)

第一条 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令(昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>1 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>二一五 (略)</p> <p>3 条例第三条第一項ただし書の規定による育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日は、各機関の長が定める。</p> <p>4―6 (略)</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>1 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第三項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>二一五 (略)</p> <p>3 条例第三条第一項ただし書の規定による育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日は、各機関の長が定める。</p> <p>4―6 (略)</p>

(広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令(平成二十八年広島県教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(人事評価の実施等)	(人事評価の実施等)
<p>第三条 (略)</p> <p>一 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>一 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令第二条第二項第二号及び同条第三項の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令第二条第二項第二号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項若しくは第二十二の五条第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項若しくは第二項若しくは同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)」と、同条第三項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。
- 3 第二条の規定による改正後の広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第一号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

広島県教育委員会訓令第 号

県立学校

広島県立学校職員服務規程及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校職員服務規程及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の

一部を改正する規則

(広島県立学校職員服務規程の一部改正)

第一条 広島県立学校職員服務規程(昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、教育委員会が任命する県立学校の常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、教育委員会が任命する県立学校の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員をいう。</p>

(広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正)

第二条 広島県立学校職員の人事評価に関する訓令(平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員は除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 非常勤職員(再任用短時間勤務職員は除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の広島県立学校職員服務規程第二条の規定については、この教育委員会訓令の施行の日から令和十四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の広島県立学校職員服務規程第二条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。
- 3 第二条の規定による改正後の広島県立学校職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第二号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の広島県立学校職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。